

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 組 対 発 第 5 0 号
佐 本 生 企 発 第 9 9 号
佐 本 サ 対 発 第 2 2 号
佐 本 刑 企 発 第 1 6 号
佐 本 捜 一 発 第 2 2 号
佐 本 捜 二 発 第 1 6 号
佐 本 交 指 発 第 1 5 号
佐 本 備 一 発 第 4 6 号
令 和 8 年 2 日 2 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和13年3月31日まで
犯罪収益対策係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱の改正について（通達）

県内における、令和7年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は、令和6年中の2倍以上である24億円を超えるなど、極めて深刻な情勢にあるところ、これらの特殊詐欺等に関与している匿名・流動型犯罪グループへの対策は、治安対策上の最重要課題である。

特殊詐欺等の被害拡大の背景には、匿名・流動型犯罪グループが、預貯金口座から暗号資産等への交換に至るまで多岐に渡る金融サービスを悪用しながら、犯罪により得た収益のマネー・ローンダリングを敢行してその活動の維持・増長を図っている状況が認められ、犯罪収益対策の観点から匿名・流動型犯罪グループの弱体化・壊滅を図る視点が極めて重要である。こうした観点から、匿名・流動型犯罪グループへの対策を推進し、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図る必要があるため、別添のとおり佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱を改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（通達）」（令和3年1月29日付け佐本組対発第25号ほか）は廃止する。

別添

佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱

第1 総則

1 要綱の目的

この要綱は、犯罪による収益（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第2条第1項に規定する犯罪による収益をいう。以下同じ。）が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること、及び犯罪による収益には被害者から不当に得た財産が含まれることに鑑み、佐賀県警察が一体的に犯罪収益対策を推進することにより、「佐賀県警察組織犯罪対策要綱」及び「警察庁国際テロ対策強化要綱」に基づく取組と相まって、犯罪による収益の移転及びテロ資金供与の防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅並びに犯罪による収益の剥奪を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるほか、犯罪収益移転防止法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的な犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）に定めるところによる。

(1) 資金洗浄犯罪

組織的な犯罪処罰法第9条から第11条までに規定する罪、麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪並びに犯罪収益移転防止法第28条から第30条までに規定する罪をいう。

(2) 前提犯罪

組織的な犯罪処罰法第2条第2項に規定する犯罪行為及び麻薬特例法第2条第2項に規定する薬物犯罪をいう。

(3) 犯罪収益関連犯罪

資金洗浄犯罪及び前提犯罪をいう。

第2 犯罪収益対策の基盤整備

1 体制の整備

(1) 犯罪収益解明班の設置

ア 佐賀県警察に佐賀県警察犯罪収益解明班（以下「犯罪収益解明班」という。）を置く。

イ 犯罪収益解明班は、犯罪収益対策に関し、各所属が実施する施策の総合

調整、国家公安委員会から提供される疑わしい取引に関する情報の受領、疑わしい取引に関する情報の的確な取扱いの確保、犯罪収益関連犯罪の捜査支援等を任務とする。

ウ 犯罪収益解明班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。

エ 犯罪収益解明班の設置に関し必要な事項は、佐賀県警察本部長が別に定める。

(2) 職員の育成

刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）は、犯罪による収益の移転に悪用されることが想定される金融サービス等の動向や犯罪による収益の移転に係る手口について習熟させるとともに、犯罪収益関連犯罪の取締り及び情報の分析等に有効な手法並びに犯罪による収益の追跡及び剥奪に必要な知識等を習得させるため、職員に対して、情勢等に応じたきめ細やかな指導や実践的な教養を実施する。

また、組織犯罪対策課は、疑わしい取引に関する情報が組織犯罪の取締り等に積極的に活用されるよう、関係各部門における職場教養及び警察署に対する定期招集や毎朝点検等の機会を利用した巡回教養を計画的かつ継続的に実施する。

(3) 各種システム等の有効活用

犯罪収益対策を実施するにあたっては、警察情報管理システム等を積極的に活用するなどして、情報の整理、分析等の業務を効果的かつ効率的に推進する。

(4) 表彰

表彰を行うにあたっては、事件検挙に関する功労はもとより、犯罪による収益の剥奪に関する功労、犯罪収益対策のための各種施策の推進に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の活用に関する功労についても、積極的に表彰し、犯罪収益対策における士気の高揚に努める。

2 情報の分析と適切な取扱い

(1) 組織犯罪対策課における情勢と情報の分析等

組織犯罪対策課は、情勢と情報の分析が犯罪収益対策の基盤となることを認識し、警察庁から提供を受けた疑わしい取引に関する情報や組織犯罪等に関連する情報について、県内の情勢や対象者の属性等を勘案した総合的な分析を実施し、その分析結果を関係各所属に提供する。

(2) 関係各所属における情報の分析等

上記組織犯罪対策課からの分析結果を踏まえ、佐賀県警察の全ての部門が緊密に連携し、犯罪による収益の移転の実態に関する情報、犯罪収益関連犯罪の検挙に資する情報、特定事業者の法令上の義務違反に関する情報その他犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報を収集し、これらの情報を

犯罪収益解明班に報告する。

(3) 犯罪収益解明班による情報の分析等

犯罪収益解明班は、集約した情報を整理、分析し、その結果を必要に応じ関係各部門に提供する。

また、集約した情報から、犯罪による収益に関する情報の分析に資するため必要な情報や犯罪収益対策を効果的に推進するため必要な情報について、警察庁に報告する必要性を認めた場合は、組織犯罪対策課を通じ報告を実施する。

(4) 疑わしい取引に関する情報の適切な取扱い

疑わしい取引に関する情報については、捜査書類への記載などにより、被疑者その他の関係者に当該情報を捜査等に活用したことが明らかにならないように、保秘の徹底に努めるとともに、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法第8条第4項に定める疑わしい取引に関する情報の適切な取扱いについて周知する。

疑わしい取引に関する情報の取扱いにあたっては、佐賀県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年佐賀県警察本部訓令第7号）等に基づき、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講ずる。

第3 犯罪収益対策の推進事項

犯罪収益対策の柱を「特定事業者のサービス等の悪用防止」、「犯罪収益関連犯罪の徹底的な取締り」及び「犯罪による収益の追跡と剥奪」とし、それぞれ次のとおり推進する。

1 特定事業者のサービス等の悪用防止

(1) 官民の連携

犯罪収益対策を推進するにあたっては、関係機関及び特定事業者（特定事業者が加入する協会、団体等を含む。）と緊密に連携して、犯罪収益移転防止法等の関係法令の内容、犯罪組織等の実態、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書を参考とした特定事業者が取り扱うサービス等に関するマネー・ローンダリングの危険度及び留意事項等の周知を図るための犯罪収益対策に関する広報啓発活動を推進する。

(2) 不適切な特定事業者への対応

組織犯罪対策課は、各種警察活動を通じて、犯罪収益移転防止法で規定する特定事業者に課せられた義務に違反している疑いがあると認めた場合や関係各所属から犯罪収益解明班に対し同違反情報が報告された場合は、犯罪収益移転防止法第19条に規定する国家公安委員会による措置に資するよう、遅滞なく警察庁に報告する。

2 犯罪収益関連犯罪の徹底的な取締り

(1) 情勢に的確に対応した取締り

犯罪収益関連犯罪では、架空・他人名義や実体のない又は実態の不透明な法人名義の口座の悪用、インターネットバンキング、スマートフォンの電子決済や暗号資産等の情報通信技術を利用した金融サービスの悪用等、多様な金融サービス等が悪用されているほか、新たな手口としてSNS等で勧誘を受けるなどし、他人に依頼されて送金等を行う行為が増加している。これらの犯罪収益関連犯罪の主体として、従来からの暴力団や来日外国人犯罪グループに加え、匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっているなどの情勢がみられることから、犯罪収益関連犯罪の取締りに当たっては、犯罪による収益の移転の危険度が高い対象に重点を置くなど、情勢に的確に対応した取締りを推進する。

(2) 助長犯罪の取締りの推進

犯罪収益対策において、助長犯罪の取締りが重要であることを認識し、特殊詐欺等の犯行に使用される預貯金口座などについて、当該口座名義人に対する取調べや携帯電話機の解析等の捜査により、預貯金口座詐欺や犯罪による収益の移転防止に関する法律違反といった助長犯罪の検挙対策を推進する。

組織犯罪対策課は、各警察署の助長犯罪に対する捜査状況を把握し、指導及び捜査支援を行うなど連携して助長犯罪の取締りを推進する。

(3) 証拠品の分析の徹底

犯罪収益関連犯罪の捜査においては、当該犯罪の組織的な背景の解明や犯罪収益の流れを明らかにする証拠を収集するため、必要な場所を徹底的かつ広範囲に搜索し、多数の関連証拠品を差し押さえるとともに、これら証拠品を徹底して分析する。

(4) 犯罪組織の実態解明の推進

犯罪収益関連犯罪の捜査を実施するにあたっては、各種捜査を通じて犯罪による収益の流れを解明することが、犯罪による収益の剥奪に必要であることはもとより、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の実態解明にもつながる極めて重要な捜査項目の一つであることを捜査に従事する職員全員が認識した上で、関係各所属が連携し、捜査の初期段階から犯罪による収益の剥奪を指向した追跡捜査を徹底するとともに、犯行手口の解明並びに犯罪組織に係る財産及び中核被疑者の特定も含め、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の実態解明を推進する。

これにあたっては、犯罪収益関連犯罪をめぐる情勢も踏まえつつ、金融機関等への各種照会を着実にを行うことにより、被疑者、被疑法人及びマネー・ローンダリングへの関与が疑われる者の金融サービス等の利用状況や資産情報を的確に把握するほか、疑わしい取引に関する情報、法人における実質的支配者情報、インターネット等で公開されている情報、犯罪収益解明班によ

る分析結果、関係各部門の知見等を活用した捜査を行う。

また、各種犯罪の事件化に当たっては、犯罪による収益の発見や検挙を逃れようとする行為及びそれらを助長する行為自体が悪質であることを認識し、犯罪収益関連犯罪の積極的な検挙に努める。

(5) 犯罪収益対策に関する指導、調整等

犯罪収益解明班は、県内の各種事件検挙状況を把握し、犯罪収益関連事案を認めた際は、事件取扱所属との情報共有を確実に実施するとともに、適正捜査のためのきめ細やかな指導や捜査支援を行うなど、連携して犯罪収益対策を推進する。

3 犯罪による収益の追跡と剥奪

(1) 戦略的な追跡と的確な剥奪

犯罪収益関連犯罪の捜査にあたっては、被疑者の検挙にとどまることなく、犯罪による収益や犯罪供用物等の没収・追徴が適切に行われるよう、捜査の初期段階から犯罪による収益の追跡と剥奪に関する方針を策定し、検察庁と緊密に連携しながら証拠の収集・分析に努める。

また、犯罪による収益の移転に暗号資産等が悪用されている場合には、生活安全部サイバー犯罪対策課を介し、サイバー特別捜査部に暗号資産追跡支援を依頼するなどして当該暗号資産を追跡する捜査を推進するほか、佐賀県警察独自で暗号資産追跡を実施した場合については、その結果をサイバー特別捜査部に対し、確実に報告する。

犯罪による収益を特定した際には、起訴前の没収保全だけでなく、搜索差押え、金融機関への口座凍結要請等、当該時点で執り得る措置を講ずるとともに、捜査の進展に応じ、税務当局への課税措置通報や検察庁における没収・追徴に必要な捜査のための連携等、あらゆる機会を捉えて犯罪による収益の剥奪に資する措置を講ずるよう努める。

(2) 国際的な連携

犯罪による収益が海外に移転されていると認められる場合には、組織犯罪対策課を通じて警察庁と連携し、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じた捜査協力や、外国ＦＩＵとの情報交換、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等の様々な手段を活用し、海外に移転した犯罪による収益の特定・追跡を推進する。